

本籍並びに住居

判 決

無 職

那 須 隆

大正十二年九月十一日生

右の者に対する銃砲等所持禁止令違反並びに殺人被告事件について、当裁判所は検事沖中益太出席して審理を遂げ、次のように判決する。

主 文

被告人を罰金五千円に処する。

被告人に於て右罰金を完納することができないときは金貳百円を壹日に換算した期間被告人を労役場に留置する。被告人に対する公訴事実中殺人の点については被告人は無罪

理 由

被告人は昭和二十四年八月二十二日噴法令に基く職務のためなく且つ法定の許可を受けなくて外国製六連發拳銃
老挺（証第一号）を肩書居宅に蔵置して之を所持したものである。

右の事実

一、押収に係る拳銃老挺（証第一号）

一、被告人の当公庭に於ける供述

一、昭和二十四年十月十二日附青森県立弘前工業高等学校長阿部高治より弘前警察署長に宛てた鑑定囑託に關する
回答と題する書面

一、検事沖中益太に対する被告人の昭和二十四年十月十四日附第一回供述調書を
綜合して之を認める。

法律に照すに被告人の判示所為は銃砲刀劍類等所持取締令附則第三項、銃砲等所持禁止令第一条第二条、同令施行
規則第一条第一号、罰金等臨時措置法第二条第一項に該当するので、所定刑中罰金刑を選択しその金額範囲内に於て
被告人を罰金五千円に処し、刑法第十八条に依り被告人に於て右罰金を完納することができないときは金貳百円を毫
日に換算した期間被告人を勞役場に留置する。

なお被告人に對する公訴事実中殺人の点についてはその証明十分ならず結局犯罪の証明なきに帰するを以て刑事訴
訟法第三百三十六條により無罪の言渡を為すべきものである。

よつて主文のよりに判決する。

昭和二十六年一月十二日

喜森地方裁判所弘前支部

裁判長 裁判官 豊川博雅

裁判官 坪谷雄平

裁判官 中田早苗